

茅ヶ崎市国民保護計画新旧対照表

新	旧
本編	
<p>P 1 第1編 総論 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 （略）しかしその一方では、外交努力にもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又は発生のおそれのある場合に、市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に<u>鑑み</u>、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。</p> <p>1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ (1) （略） (2) 市国民保護計画の位置づけ 市長は、その責務に<u>鑑み</u>、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。</p>	<p>P 1 第1編 総論 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 （略）しかしその一方では、外交努力にもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又は発生のおそれのある場合に、市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に<u>かんがみ</u>、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。</p> <p>1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ (1) （略） (2) 市国民保護計画の位置づけ 市長は、その責務に<u>かんがみ</u>、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。</p>
<p>P 2 第1編 総論 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 3 市国民保護計画の見直し、変更手続 (1) （略） (2) 市国民保護計画の変更の手続 市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。<u>ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。</u></p>	<p>P 2 第1編 総論 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 3 市国民保護計画の見直し、変更手続 (1) （略） (2) 市国民保護計画の変更の手続 市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。<u>（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。</u></p>
<p>P 3 第1編 総論 第2章 国民保護措置に関する基本方針 6 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施 市は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者、<u>乳幼児その他災害時に特に配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）等の保護について留意する。</u>（略）</p>	<p>P 3 第1編 総論 第2章 国民保護措置に関する基本方針 6 <u>高齢者、障害者等</u>への配慮及び国際人道法の的確な実施 市は、国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者<u>その他特に配慮を要する者</u>の保護について留意する。（略）</p>

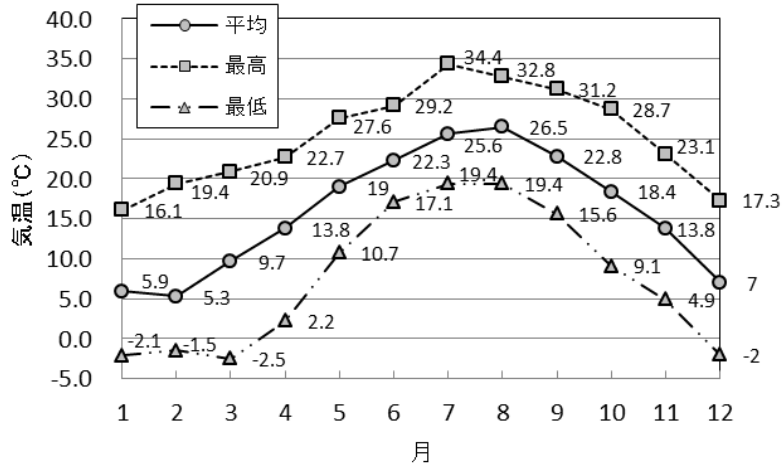
新	旧
<p>P 5 第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 1 市 (1)～(6) (略) (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防活動、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 (8)～(9) (略)</p>	<p>P 5 第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 1 市 (1)～(6) (略) (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 (8)～(9) (略)</p>
<p>P 6～7 第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 3 指定地方行政機関 (1)～(5) (略) (6) 神奈川労働局 ア 工場等事業場における労働災害防止の指導・援助 イ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助 ウ 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助 エ 被災者の雇用対策 (7) 関東農政局 ア 武力攻撃時における応急用食料の調達・供給に関する事務 (8)～(15) (略) (16) 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署） ア～エ (略) オ 海上における消火・防除活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</p>	<p>P 6～7 第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 3 指定地方行政機関 (1)～(5) (略) (6) 神奈川労働局 被災者の雇用対策 (7) 関東農政局（神奈川農政事務所） ア 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 (8)～(15) (略) (16) 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部、湘南海上保安署） ア～エ (略) オ 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</p>
<p>P 8 第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 5 指定公共機関 (1) 日本赤十字社 ア 医療救護 イ 外国人の安否調査 ウ 救援物資の備蓄及び配分 エ 武力攻撃災害時の血液製剤の供給</p>	<p>P 8～9 第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 5 指定公共機関 (1) 日本赤十字社 ア 救援への協力 イ 救援に関する団体、個人による救援活動の連絡調整 ウ 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</p>

新	旧
<p><u>オ その他の救援</u> (2)～(4) (略) (5) <u>ガス事業者 (東京ガス (株))</u> (6)～(9) (略) (10) 電気通信事業者 (東日本電信電話(株)、<u>NTTコミュニケーションズ(株)</u>、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、<u>(株)NTTドコモ</u>、ソフトバンクモバイル (株)) (11) 放送事業者 (日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、<u>(株)TBSテレビ</u>、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、(株)ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送) (12) (略) (13) <u>日本郵便(株)</u></p>	<p>(2)～(4) (略) (5) <u>ガス事業者 (東京瓦斯 (株))</u> (6)～(9) (略) (10) 電気通信事業者 (東日本電信電話(株)、<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</u>、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、<u>(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u>、ソフトバンクモバイル (株)) (11) 放送事業者 (日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、<u>(株)東京放送</u>、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、(株)ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送) (12) (略) (13) <u>日本郵政公社</u></p>
<p>P 9～10 第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 6 指定地方公共機関 (1) <u>(公社)神奈川県医師会</u>、<u>(一社)神奈川県歯科医師会</u>、<u>(公社)神奈川県薬剤師会</u>、<u>(公社)神奈川県看護協会</u> (2) (略) (3) <u>ガス事業者 ((公社)神奈川県LPガス協会)</u> <u>ア 施設の整備及び点検</u> <u>イ 被災地に対する燃料供給の確保</u> <u>ウ 被災施設の応急復旧</u> (4) <u>バス事業者 ((一社)神奈川県バス協会)</u> (5) (略) (6) <u>トラック事業者 ((一社)神奈川県トラック協会)</u> (7) (略)</p>	<p>P 9～10 第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 6 指定地方公共機関 (1) <u>(社)神奈川県医師会</u>、<u>(社)神奈川県歯科医師会</u>、<u>(社)神奈川県薬剤師会</u>、<u>(社)神奈川県看護協会</u> (2) (略) (3) <u>バス事業者 ((社)神奈川県バス協会)</u> (4) (略) (5) <u>トラック事業者 ((社)神奈川県トラック協会)</u> (6) (略)</p>
<p>P 11 第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴 1 地理的特徴 ア (略) イ 気象</p>	<p>P 11 第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴 1 地理的特徴 ア (略) イ 気象</p>

新

(略)
 降雨量については、平成26年の年間総雨量は1,484ミリで、6月から10月に集中している。

茅ヶ崎市の気温

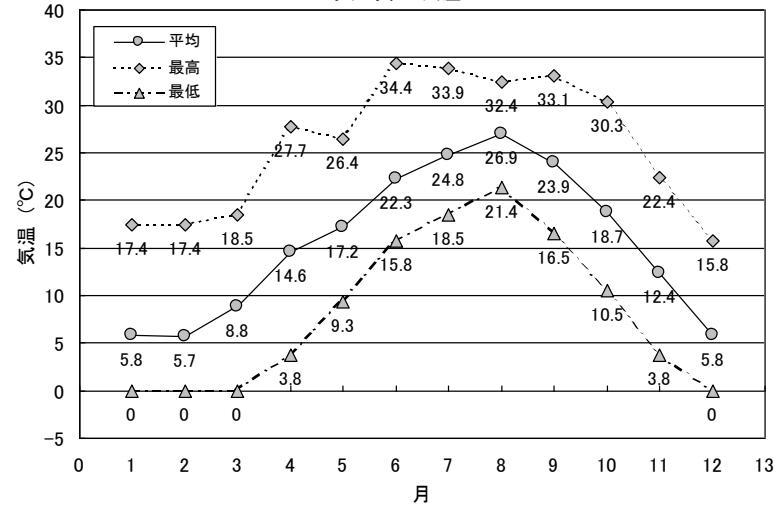


(注) 天気は、午後3時調べによるものです。
 (平成26年、本市消防本部データ)

旧

(略)
 降雨量については、_____年間の総雨量は1316ミリで、6月から10月に集中している。

茅ヶ崎市の気温



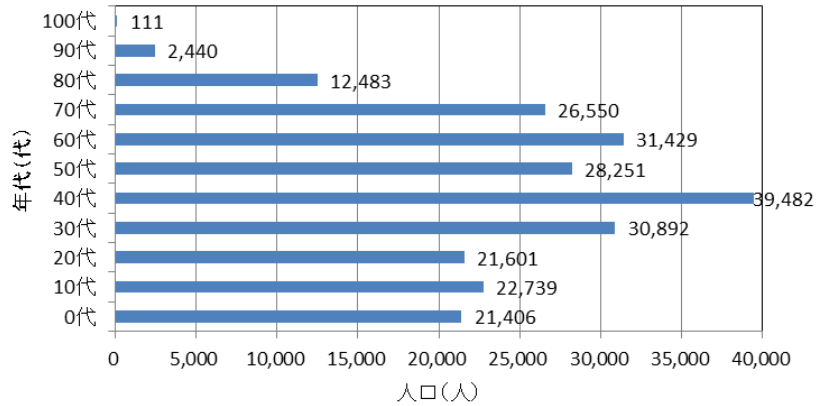
(平成17年、本市消防本部データ)

新	旧																																																				
<p style="text-align: center;">茅ヶ崎市の月別累計降水量</p> <table border="1"> <caption>茅ヶ崎市の月別累計降水量 (平成26年)</caption> <thead> <tr><th>月</th><th>降水量 (mm)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>35</td></tr> <tr><td>2</td><td>78</td></tr> <tr><td>3</td><td>130</td></tr> <tr><td>4</td><td>125</td></tr> <tr><td>5</td><td>100.5</td></tr> <tr><td>6</td><td>278.5</td></tr> <tr><td>7</td><td>34.5</td></tr> <tr><td>8</td><td>76.5</td></tr> <tr><td>9</td><td>95.5</td></tr> <tr><td>10</td><td>407.5</td></tr> <tr><td>11</td><td>58</td></tr> <tr><td>12</td><td>65</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(平成26年、本市消防本部データ)</p>	月	降水量 (mm)	1	35	2	78	3	130	4	125	5	100.5	6	278.5	7	34.5	8	76.5	9	95.5	10	407.5	11	58	12	65	<p style="text-align: center;">茅ヶ崎市の月平均降水量</p> <table border="1"> <caption>茅ヶ崎市の月平均降水量 (平成17年)</caption> <thead> <tr><th>月</th><th>降水量 (mm)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>40.5</td></tr> <tr><td>2</td><td>67.5</td></tr> <tr><td>3</td><td>85.5</td></tr> <tr><td>4</td><td>82.5</td></tr> <tr><td>5</td><td>98</td></tr> <tr><td>6</td><td>142</td></tr> <tr><td>7</td><td>210.5</td></tr> <tr><td>8</td><td>200.5</td></tr> <tr><td>9</td><td>193.5</td></tr> <tr><td>10</td><td>161.5</td></tr> <tr><td>11</td><td>31.5</td></tr> <tr><td>12</td><td>12</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(平成17年、本市消防本部データ)</p>	月	降水量 (mm)	1	40.5	2	67.5	3	85.5	4	82.5	5	98	6	142	7	210.5	8	200.5	9	193.5	10	161.5	11	31.5	12	12
月	降水量 (mm)																																																				
1	35																																																				
2	78																																																				
3	130																																																				
4	125																																																				
5	100.5																																																				
6	278.5																																																				
7	34.5																																																				
8	76.5																																																				
9	95.5																																																				
10	407.5																																																				
11	58																																																				
12	65																																																				
月	降水量 (mm)																																																				
1	40.5																																																				
2	67.5																																																				
3	85.5																																																				
4	82.5																																																				
5	98																																																				
6	142																																																				
7	210.5																																																				
8	200.5																																																				
9	193.5																																																				
10	161.5																																																				
11	31.5																																																				
12	12																																																				
<p>P11～12 第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴 1 地理的特徴 ア 地形 (略) 北部丘陵地に源流を持つ千の川が北東から南西に流れ、寒川町境を流れる小出川と南西部で合流し、さらに相模川と合流して相模湾に注いでいる。 (略) 砂丘地帯は、北部の丘陵地から海岸線までの約4kmにわたる地域に分布し、東西方向に6列の砂丘列が確認されている。(略)</p>	<p>P11～12 第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴 1 地理的特徴 ア 地形 (略) 北部丘陵地に源流を持つ千の川が東北から西南に流れ、寒川町境を流れる小出川と南西部で合流し、さらに相模川と合流して相模湾に注いでいる。 (略) 砂丘地帯は、北部の丘陵地から海岸線までの約4kmにわたる地域に分布し、東西方向に6列の砂丘列が確認されている。(略)</p>																																																				
<p>P13 第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴 2 社会的特徴 ア 人口 本市の人口は、平成27年1月1日現在、237,986人(男116,18</p>	<p>P13 第1編 総論 第4章 市の地理的、社会的特徴 2 社会的特徴 ア 人口 本市の人口は、平成18年4月1日現在、22万9603人(男11万3732人、女11</p>																																																				

新

1人、女121,805人)、人口密度は6,664.4人/km²である。

茅ヶ崎市の年代別人口



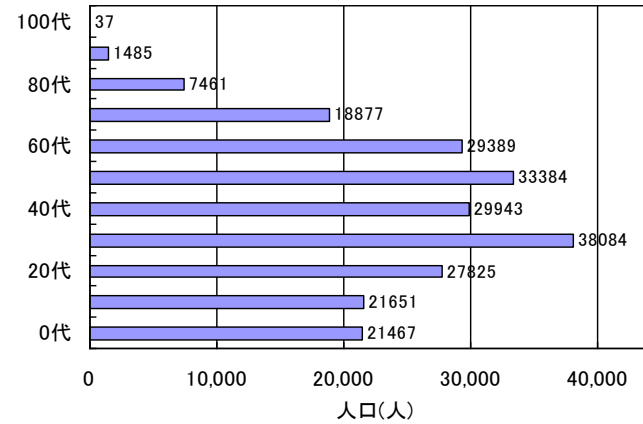
(平成27年1月1日現在)

地区	人口(人)
茅ヶ崎	24,126
南湖	9,508
海岸	26,232
鶴嶺東	32,891
鶴嶺西	16,207
湘南	14,733
松林	25,731
湘北	26,210
小和田	12,847
松浪	24,687
浜須賀	14,106
小出	10,708
合計	237,986

イ (略)
ウ 交通
(略)

旧

万5871人)、人口密度は6429.7人/km²である。

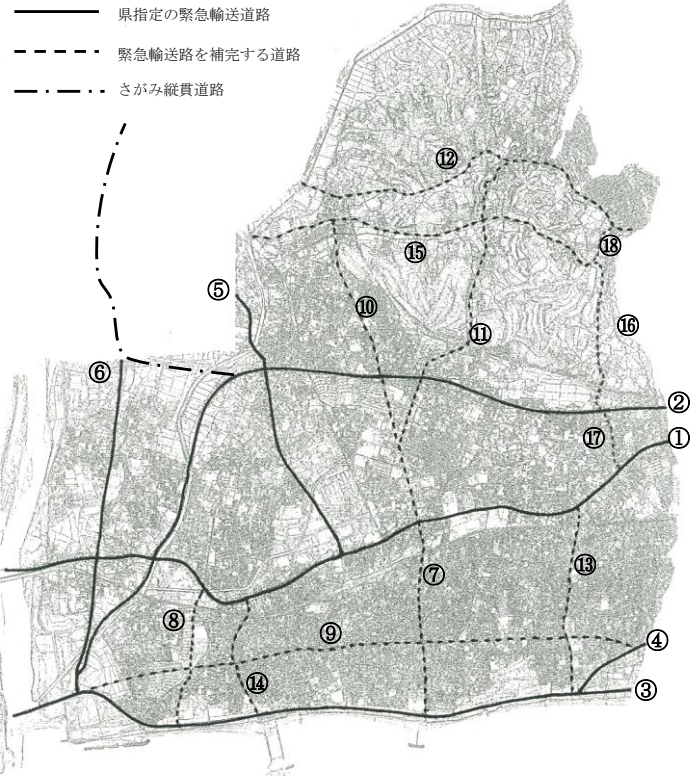


地区	人口(人)
茅ヶ崎	59,053
鶴嶺	55,207
松林	38,191
小和田	55,274
小出	10,774
浜見平	5,364
鶴が台	5,740
合計	229,603

イ (略)
ウ 交通
(略)

新	旧
<p>鉄道は、J R 東海道線が市南部を東西に横切り、茅ヶ崎駅から北西に J R 相模線が伸びて市域に北茅ヶ崎駅と香川駅の 2 つを有している。また、茅ヶ崎駅は 1 日の平均乗車人数が <u>5 万人以上（5 4, 8 1 2 人、平成 2 6 年度）</u>である。</p>	<p>鉄道は、J R 東海道線が市南部を東西に横切り、茅ヶ崎駅から北西に J R 相模線が伸びて市域に北茅ヶ崎駅と香川駅の 2 つを有している。また、茅ヶ崎駅は 1 日の平均利用者数が <u>10 万人以上（10 万 6756 人、平成 15 年度末時点）</u>である。</p>
<p>P 1 4 第 1 編 総論 第 4 章 市の地理的、社会的特徴 2 社会的特徴 ウ 交通</p> <p>道路は、南部の海岸を国道 1 3 4 号が、J R 東海道線の北側では国道 1 号が <u>（削除）</u>東西に横切っている。また、<u>東部中央より南西部にかけてはしる新湘南国道</u>が、北西部でさがみ縦貫道路と、南西部で国道 1 3 4 号及び国道 1 号と連結し、<u>ネットワークを形成している。</u></p>	<p>P 1 4 第 1 編 総論 第 4 章 市の地理的、社会的特徴 2 社会的特徴 ウ 交通</p> <p>道路は、南部の海岸を国道 1 3 4 号が、J R 東海道線の北側では国道 1 号が、<u>市のほぼ中央部では新湘南国道が東西に横切っている。</u></p>
<p>P 1 5 第 1 編 総論 第 4 章 市の地理的、社会的特徴 2 社会的特徴 イ 土地利用</p> <p style="text-align: center;">茅ヶ崎市道路概況図</p>	<p>P 1 4 第 1 編 総論 第 4 章 市の地理的、社会的特徴 2 社会的特徴 イ 土地利用</p>

新



県指定の緊急輸送道路

①	国道1号	市内全線	④	県道30号(戸塚茅ヶ崎)	市内全線
②	国道1号(新湘南バイパス)	市内全線	⑤	県道45号(丸子中山茅ヶ崎)	市内全線
③	国道134号	市内全線	⑥	県道46号(相模原茅ヶ崎)	市内全線

緊急輸送路を補完する道路

⑦	一中通り	全線	⑬	学園通り	全線
⑧	左富士通り	全線	⑭	南湖通り	全線
⑨	鉄砲道	全線	⑮	大岡越前通り	全線
⑩	東海岸寒川線	県道404号交点～みずき交差点	⑯	赤羽根通り	全線
⑪	県道404号(遠藤茅ヶ崎)	市内全線	⑰	小和田通り	全線
⑫	県道47号(藤沢平塚)	市内全線	⑱	市道6214号線	堤東原交差点～八王子原交差点

旧



茅ヶ崎市道路概況図

新	旧
<p>P 1 7 第1編 総論 第5章 市国民保護計画が対象とする事態 2 緊急対処自体 (1) 攻撃対象施設等による分類 ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 事態例 ・ 原子力事業所等の破壊 ・ <u>可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</u></p>	<p>P 1 6 第1編 総論 第5章 市国民保護計画が対象とする事態 2 緊急対処自体 (1) 攻撃対象施設等による分類 ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 事態例 ・ 原子力事業所等の破壊 ・ <u>石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</u></p>
<p>P 1 9 第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 1 市の各部局における平素の業務 (1) 総務部 <u>ア 情報収集・提供体制の整備に関すること。</u> <u>イ ボランティアとの連絡調整に関すること。</u> (2)～(3) (略) (4) <u>経済部</u>（農業委員会を含む） (5) <u>市民安全部</u> (6) <u>文化生涯学習部</u> <u>ア 避難施設（総合体育館、茅ヶ崎公園野球場）の管理・運営に関すること。</u> <u>イ 情報収集・提供体制の整備に関すること。</u> (7) <u>保健福祉部</u> (8) <u>こども育成部</u> <u>ア 安否情報の収集体制の整備に関すること。</u> <u>イ 情報収集・提供体制の整備に関すること。</u> (9) <u>環境部</u> (10) <u>都市部</u> (11) <u>建設部</u> (12) <u>下水道河川部</u> (13) <u>教育委員会</u> ア (略)</p>	<p>P 1 7 第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 1 市の各部局における平素の業務 (1) 総務部 <u>ア 防災行政用無線の運用に関すること。</u> <u>イ 情報収集・提供体制の整備に関すること。</u> <u>ウ ボランティアとの連絡調整に関すること。</u> (2)～(3) (略) (4) <u>市民経済部</u>（農業委員会を含む） (5) <u>防災安全部</u> (6) <u>保健福祉部</u> (7) <u>環境部</u> (8) <u>都市部</u> (9) <u>建設部</u> (10) <u>下水道部</u> (11) <u>教育委員会</u> ア (略)</p>

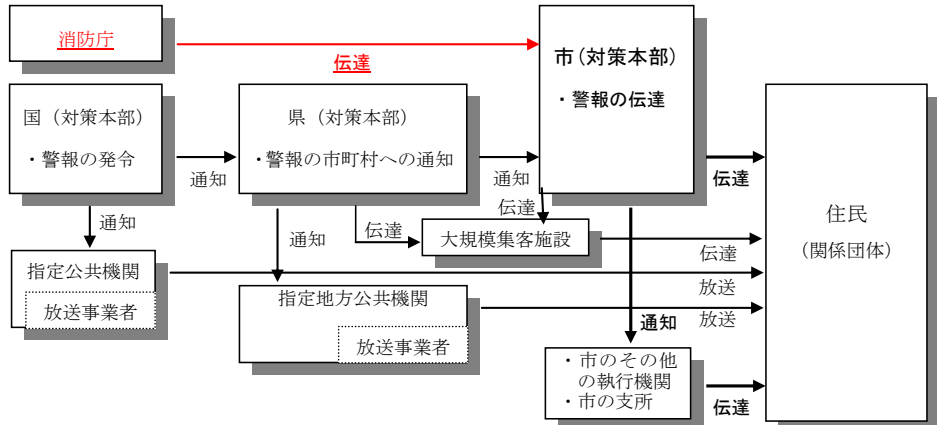
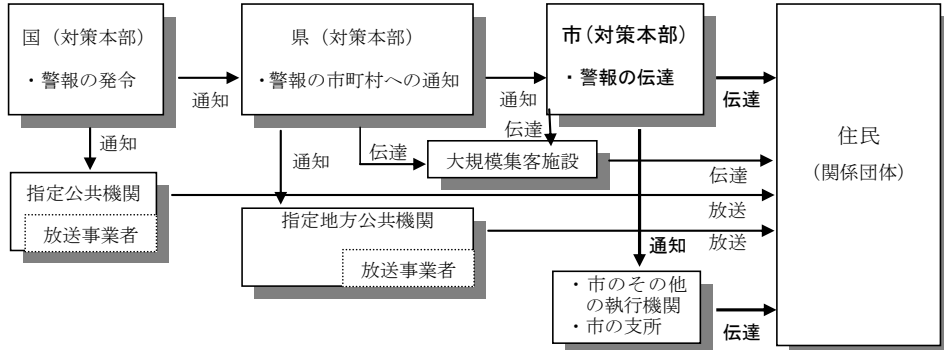
新	旧
<p>イ 避難施設（市立学校_____）の管理・運営に関すること。 ウ （略） <u>(14) 議会事務局</u> <u>(15) 監査事務局</u> ア <u>災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。</u> イ （略） <u>(16) 選挙管理委員会</u></p> <p>ア 情報収集・提供体制の整備に関すること。 <u>(17) 消防本部</u> <u>(18) 市立病院</u></p>	<p>イ 避難施設（市立学校、総合体育館）の管理・運営に関すること。 ウ （略） <u>(12) 議会事務局</u> <u>(13) 監査事務局</u> ア <u>安否情報の収集体制の整備に関すること。</u> イ （略） <u>(14) 選挙管理委員会</u> ア <u>安否情報の収集体制の整備に関すること。</u> イ 情報収集・提供体制の整備に関すること。 <u>(15) 消防本部</u> <u>(16) 市立病院</u></p>
<p>P 2 0 第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 1 市の各部局における平素の業務 <u>(10) 都市部</u> ア 情報収集・提供体制の整備に関すること。</p> <p><u>(11) 建設部</u> ア～ウ （略） エ <u>避難施設（中央公園・茅ヶ崎公園）の管理・運営に関すること。</u> オ 情報収集・提供体制の整備に関すること。</p>	<p>P 1 8 第2編 平素からの備えや予防 第1章 組織・体制の整備等 第1 市における組織・体制の整備 1 市の各部局における平素の業務 <u>(8) 都市部</u> ア <u>避難施設（中央公園・茅ヶ崎公園）の管理・運営に関すること。</u> イ 情報収集・提供体制の整備に関すること。 <u>(9) 建設部</u> ア～ウ （略） エ 情報収集・提供体制の整備に関すること。</p>

新				旧			
P 2 2 第 2 編 平素からの備えや予防 第 1 章 組織・体制の整備等 第 1 市における組織・体制の整備 2 市職員の参集及び配備基準				P 2 0 第 2 編 平素からの備えや予防 第 1 章 組織・体制の整備等 第 1 市における組織・体制の整備 2 市職員の参集及び配備基準			
区分	体制	配備基準	配備内容	区分	体制	配備基準	配備内容
事態認定前	非常配備体制	事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	防災対策課は、情報収集活動を行い、別に定める各部署の連絡責任者は、市役所本庁舎に参集し、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制とする。	事態認定前	非常配備体制	事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	防災対策課は、情報収集活動を行い、別に定める各部署の連絡責任者は、市役所分庁舎に参集し、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制とする。
	危機管理連絡調整会議体制	国民保護対策本部設置に準じた全部局による対応を行う必要があるとき	原則として、職員全員を動員し、必要な対策を実施する体制とする。		危機管理連絡調整会議体制	国民保護対策本部設置に準じた全部局による対応を行う必要があるとき	原則として、職員全員を動員し、必要な対策を実施する体制とする。
本部未設置	非常配備体制	情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	防災対策課は、情報収集活動を行い、別に定める各部署の連絡責任者は、市役所本庁舎に参集し、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制とする。	事態認定後	非常配備体制	情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	防災対策課は、情報収集活動を行い、別に定める各部署の連絡責任者は、市役所分庁舎に参集し、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員し、必要な対策が行える体制とする。
	危機管理連絡調整会議体制	国民保護対策本部設置に準じた全部局による対応を行う必要があるとき	原則として、職員全員を動員し、国民保護措置を実施する体制とする。		危機管理連絡調整会議体制	国民保護対策本部設置に準じた全部局による対応を行う必要があるとき	原則として、職員全員を動員し、国民保護措置を実施する体制とする。
本部設置	国民保護対策本部体制	国民保護対策本部設置の通知を受けたとき	原則として職員全員を動員し、国民保護措置を実施する体制とする。	本部設置	国民保護対策本部体制	国民保護対策本部設置の通知を受けたとき	原則として職員全員を動員し、国民保護措置を実施する体制とする。
(1)～(5) (略) (6) 市対策本部の機能強化 市は、市対策本部となる市役所本庁舎について、国民保護装置を実施する上で必要な機能を確保する。				(1)～(5) (略) (6) 市対策本部の機能強化 市は、市対策本部となる市役所分庁舎について、国民保護装置を実施する上で必要な機能を確保する。 <u>また、市役所分庁舎の代替施設である消防本部についても必要な機能を確保する。</u>			

新	旧
<p>を行い、体制の整備を図るよう努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備</p> <p>市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定める。この場合において、<u>要配慮者</u>に対する伝達に配慮し、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築する。</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>う必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備</p> <p>市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定める。この場合において、<u>高齢者、障害者、外国人等</u>に対する伝達に配慮し、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築する。</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>
<p>P 3 0</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、<u>要配慮者</u>への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>ウ～カ (略)</p>	<p>P 2 8</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第5 研修及び訓練</p> <p>2 訓練</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、<u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者</u>への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>ウ～カ (略)</p>
<p>P 3 1</p> <p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>避難行動要支援者</u>への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者等で、自ら避難することが困難な者(以下「<u>避難行動要支援者</u>」という。)の避難については、<u>避難行動要支援者</u>の避難対策を講ずる。</p> <p>(4) 民間事業者からの協力の確保</p> <p>市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>P 2 9</p> <p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>高齢者、障害者等災害時要援護者</u>への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者等で、自ら避難することが困難な者の避難については、<u>災害時要援護者</u>の避難対策を講ずる。</p> <p>(4) 民間事業者からの協力の確保</p> <p>市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。</p> <p>(5) (略)</p>

新	旧
<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル（要領）を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、<u>避難行動要支援者</u>の避難方法について配慮するものとする。（略）</p>	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル（要領）を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、<u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者等</u>で、自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮するものとする。（略）</p>
<p>P 3 8</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手続</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 市長による市対策本部の設置</p> <p>市長は、指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置し、<u>市対策本部長となる。</u></p> <p>（略）</p> <p>ウ（略）</p> <p>エ 市対策本部の開設</p> <p>市は、<u>市役所本庁舎</u>に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に、通信手段の状態については、関係機関が相互に電話、F A X、電子メール等を用いることにより確認をする。</p> <p>オ（略）</p> <p>カ 本部の代替機能の確保</p> <p>全市的な避難が必要で、市の区域に市対策本部を設置することができない場合には、<u>市長は、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。</u></p>	<p>P 3 6</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部の設置の手続</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 市長による市対策本部の設置</p> <p>市長は、指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置する。</p> <p>（略）</p> <p>ウ（略）</p> <p>エ 市対策本部の開設</p> <p>市は、<u>市役所分庁舎5階特別会議室</u>に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に、通信手段の状態については、関係機関が相互に電話、F A X、電子メール等を用いることにより確認をする。</p> <p>オ（略）</p> <p>カ 本部の代替機能の確保</p> <p><u>市長は、市役所分庁舎が被災し、市対策本部を設置できない場合は、消防本部に市対策本部を設置する。</u></p> <p><u>また、全市的な避難が必要で、市の区域に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。</u></p>
<p>P 3 8～3 9</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部設置の手続</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 市対策本部の開設</p>	<p>P 3 6～3 7</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p> <p>(1) 市対策本部設置の手続</p> <p>ア～ウ（略）</p> <p>エ 市対策本部の開設</p>

新	旧
<p>市は、市役所本庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。(略)</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 市対策本部における広報</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、情報の不足、錯綜等による混乱を防ぐため、市対策本部内に<u>広報担当</u>を設置し、住民に対して正確な情報を適時かつ適切に提供する。</p> <p>ア <u>広報責任者の設置</u></p> <p>武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、一元的に対応する「<u>広報責任者</u>」を設置する。</p> <p>イ～ウ (略)</p>	<p>市は、市役所分庁舎5階特別会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。(略)</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 市対策本部における広報</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、情報の不足、錯綜等による混乱を防ぐため、市対策本部内に<u>広報広聴担当</u>を設置し、住民に対して正確な情報を適時かつ適切に提供する。</p> <p>ア <u>広報広聴責任者の設置</u></p> <p>武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、一元的に対応する「<u>広報広聴責任者</u>」を設置する。</p> <p>イ～ウ (略)</p>
<p>P 4 0</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>2 通信の確保</p> <p>(1) 情報通信手段の機能確保</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、<u>緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t)</u>、<u>全国瞬時警報システム (J - A L E R T)</u>、<u>神奈川県防災行政通信網</u>、<u>防災行政用無線 (同報系)</u>、<u>地域防災無線 (防災用M C A無線)</u>、<u>衛星電話</u>、<u>災害時有線電話</u>、<u>インターネット</u>、<u>L G W A N (総合行政ネットワーク)</u>、<u>地上有線系</u>の情報通信手段を確保するために、これらの情報通信手段の機能確認を行う。(略)</p>	<p>P 3 8</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>2 通信の確保</p> <p>(1) 情報通信手段の機能確保</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、<u>地上有線系</u>、<u>防災行政用無線 (同報系)</u>、<u>地域防災無線 (固定系・移動系)</u>、<u>衛星電話</u>、<u>インターネット</u>、<u>L G W A N (総合行政ネットワーク)</u>の情報通信手段を確保するために、これらの情報通信手段の機能確認を行う。(略)</p>
<p>P 4 3</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>7 自主防災組織等に対する支援等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ボランティア活動への支援等 (略)</p> <p>また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置される<u>災害ボランティアセンター</u>等における登録・派遣調整等の受</p>	<p>P 4 1</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第3章 関係機関相互の連携</p> <p>7 自主防災組織等に対する支援等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ボランティア活動への支援等 (略)</p> <p>また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置される<u>ボランティア・センター</u>等における登録・派遣調整等の受</p>

新	旧
<p>整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。 (3) (略)</p>	<p>入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。 (3) (略)</p>
<p>P 4 5 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 (略)</p> 	<p>P 4 3 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 (略)</p> 
<p>P 4 6 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 2 警報の伝達方法等 (1)～(2) (略) (3) <u>要配慮者</u>に対する配慮 市長は、警報の内容の伝達においては、<u>要配慮者</u>に対し、迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるよう配慮する。 (4) (略)</p>	<p>P 4 4 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第1 警報の伝達等 2 警報の伝達方法等 (1)～(2) (略) (3) <u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者</u>に対する配慮 市長は、警報の内容の伝達においては、<u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者</u>に対し、迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるよう配慮する。 (4) (略)</p>

新	旧
<p>P 4 8 ～ 4 9</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難実施要領に定める事項 (略)</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク <u>要配慮者</u>への対応</p> <p>ケ～シ (略)</p> <p>(3) 避難実施要領の策定に際しての留意事項 (略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>要配慮者の避難方法の決定</u></p> <p>キ～コ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 避難住民の誘導等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関の活動 (略)</p> <p>また、自力歩行困難な<u>避難行動要支援者</u>の運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携して行うとともに、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行う。その際、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>要配慮者への配慮</u></p> <p>市長は、<u>要配慮者の避難</u>を万全に行うため、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、障害者団体等と協力して、<u>避難行動要支援者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行う。</p>	<p>P 4 6 ～ 4 7</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難実施要領に定める事項 (略)</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク <u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者</u>への対応</p> <p>ケ～シ (略)</p> <p>(3) 避難実施要領の策定に際しての留意事項 (略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の避難方法の決定</u></p> <p>キ～コ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 避難住民の誘導等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防機関の活動 (略)</p> <p>また、自力歩行困難な<u>災害時要援護者</u>の運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携して行うとともに、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行う。その際、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への配慮</u></p> <p>市長は、<u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の避難</u>を万全に行うため、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、障害者団体等と協力して、<u>災害時要援護者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行う。</p>

新	旧
<p>P 5 3 第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 救援 3 救援の内容</p> <p>市長は、知事の権限に属する救援の事務の一部を行うこととされた場合において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき、次に掲げる救援の措置を行う。また、市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>なお、市は、<u>要配慮者</u>の救援の実施に際し、適切に救援を実施できるよう十分に配慮する。あわせて、救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮する。</p>	<p>P 5 1 第3編 武力攻撃事態等への対処 第5章 救援 3 救援の内容</p> <p>市長は、知事の権限に属する救援の事務の一部を行うこととされた場合において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき、次に掲げる救援の措置を行う。また、市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p> <p>なお、市は、<u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者</u>の救援の実施に際し、適切に救援を実施できるよう十分に配慮する。あわせて、救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮する。</p>
<p>P 5 3～5 5 第5章 救援 3 救援の内容 (1) 避難所の供与 ア～イ（略） ウ 避難所の管理運営 (ア)（略）避難所の運営に当たっては、<u>（削除）</u>避難所運営マニュアルに準じて行う。 (イ)～(ウ)（略） (2) 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理 ア（略） イ 応急仮設住宅等への入居者募集 市は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、<u>要配慮者</u>の入居に十分に配慮する。 ウ（略） (3) 食品の給与及び飲料水の供給 ア 飲料水の供給活動 (ア) 市は、<u>水道営業所等の協力のもと</u>、給水車、給水タンク等により、避難住民等に給水を行う。 (イ)市は、<u>自主防災組織等と連携し、必要に応じ飲料水兼用貯水槽、耐震性プー</u></p>	<p>P 5 1～5 3 第5章 救援 3 救援の内容 (1) 避難所の供与 ア～イ（略） ウ 避難所の管理運営 (ア)（略）避難所の運営に当たっては、<u>自然災害における避難所運営マニュアル</u>に準じて行う。 (イ)～(ウ)（略） (2) 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理 ア（略） イ 応急仮設住宅等への入居者募集 市は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、<u>要援護者</u>の入居に十分に配慮する。 ウ（略） (3) 食品の給与及び飲料水の供給 ア 飲料水の供給活動 (ア) 市は、<u>_____</u>給水車、給水タンク等により、避難住民等に給水を行う。 (イ) 市は、<u>_____</u>必要に応じ飲料水兼用貯水槽、耐震性プール等を利用し、周辺</p>

新	旧
<p>ル等を利用し、周辺住民に給水を行う。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 救護活動等</p> <p>ア 医療救護活動の実施</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 市は、<u>市対策本部</u>内に医療救護本部を設置し、医療救護に関する窓口の一元化を図るとともに、茅ヶ崎市立病院は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し、医療救護活動を行う。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 市は、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ（傷病者の治療優先順位を決定すること）<u>及び救急措置等</u>を行うために救護班を確保する。</p>	<p>住民に給水を行う。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 救護活動等</p> <p>ア 医療救護活動の実施</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 市は、<u>対策本部</u>内に医療救護本部を設置し、医療救護に関する窓口の一元化を図るとともに、茅ヶ崎市立病院は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し、医療救護活動を行う。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 市は、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ（傷病者の治療優先順位を決定すること）、<u>救急措置等</u>を行うために救護班を確保する。</p>
<p>P 5 5～5 6</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第5章 救援</p> <p>3 救援内容</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 埋葬又は火葬</p> <p>市は、神奈川県広域火葬計画に基づき、遺体の処理を進めるため、棺の調達、遺体の搬送、埋葬、火葬等の手配を行うとともに、<u>所轄警察署、歯科医師会、自治会等の協力を得て</u>、身元の確認、遺族等への遺体の引渡しを実施するものとする。</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>(10) 死体の捜索及び遺体の処理</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 遺体の処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 市は、<u>所轄警察署の検視・調査等</u>及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者へ引渡す作業に当たり所轄警察署と協力するとともに、身元が確認できない遺体を所轄警察署から引渡しを受ける。</p>	<p>P 5 3～5 4</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第5章 救援</p> <p>3 救援内容</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 埋葬又は火葬</p> <p>市は、神奈川県広域火葬計画に基づき、遺体の処理を進めるため、棺の調達、遺体の搬送、埋葬、火葬等の手配を行うとともに、<u>所轄警察署と協力し</u>、身元の確認、遺族等への遺体の引渡しを実施するものとする。</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>(10) 死体の捜索及び遺体の処理</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 遺体の処理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 市は、<u>所轄警察署の見分・検視</u>及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者へ引渡す作業に当たり所轄警察署と協力するとともに、身元が確認できない遺体を所轄警察署から引渡しを受ける。</p>
<p>P 5 9</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答等</p>	<p>P 5 7</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答等</p>

新	旧
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 個人の情報の保護への配慮 ア 市は、安否情報は個人情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底する等、データの管理を徹底する。</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 個人の情報の保護への配慮 ア 市は、安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底する等、データの管理を徹底する。</p>
<p>P 6 1～6 2 第7章 武力攻撃災害への対処 第1 武力攻撃災害への対処 2 武力攻撃災害の兆候の通報 (1) 市長への通報 消防本部は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者や関係機関から通報を受けたときは、速やかに、市長に通報する。</p>	<p>P 5 9～6 0 第7章 武力攻撃災害への対処 第1 武力攻撃災害への対処 2 武力攻撃災害の兆候の通報 (1) 市長への通報 消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、市長に通報する。</p>
<p>P 6 8 第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等 1 武力攻撃原子力災害への対処 (略) そのため、地域防災計画（特殊災害対策計画「第8章 放射性物質災害対策」）に定められた措置に準じた措置を講ずる。</p>	<p>P 6 6 第3編 武力攻撃事態等への対処 第7章 武力攻撃災害への対処 第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等 1 武力攻撃原子力災害への対処 (略) そのため、地域防災計画（放射性物質災害対策計画）に定められた措置に準じた措置を講ずる。</p>
<p>P 7 2 第3編 武力攻撃事態等への対処 第9章 保健衛生の確保その他の措置 1 保健衛生の確保 (1) 保健衛生対策 (略) この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 廃棄物の処理 (1) 廃棄物処理対策 ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考とし、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>P 7 0 第3編 武力攻撃事態等への対処 第9章 保健衛生の確保その他の措置 1 保健衛生の確保 (1) 保健衛生対策 (略) この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 廃棄物の処理 (1) 廃棄物処理対策 ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考とし、廃棄物処理体制を整備する。</p>

新	旧
用語集	
<p>P 4 指定行政機関 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、<u>消費者庁</u>、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、<u>国土交通省</u>、<u>国土地理院</u>、<u>観光庁</u>、<u>気象庁</u>、<u>海上保安庁</u>、<u>環境省</u>、<u>原子力規制委員会及び防衛省</u></p>	<p>P 4 指定行政機関 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、<u> </u>総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、<u>原子力安全・保安院</u>、<u>国土交通省</u>、<u>国土地理院</u>、<u> </u>気象庁、<u>海上保安庁</u>、<u>環境省</u>、<u>防衛省及び防衛施設庁</u></p>
<p>P 5 (削除)</p>	<p>P 5 <u>要援護者</u> <u>一人暮らしの高齢者や重度の障害者など、日常生活において支援を必要としている人</u></p>
<p>P 5 <u>避難行動要支援者</u> <u>要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人</u></p>	<p>P 5 (追加)</p>
<p>P 5 防災行政用無線 屋外拡声器<u>(削除)</u>により、市から住民に対して災害情報等の伝達、広報及び指示を行うことを目的とした同報系無線通信網</p>	<p>P 5 防災行政用無線 屋外拡声器や<u>戸別受信機</u>により、市から住民に対して災害情報等の伝達、広報及び指示を行うことを目的とした同報系無線通信網</p>
<p>P 6 <u>要配慮者</u> <u>高齢者、障害者、乳幼児その他災害時に特に配慮を必要とする人</u></p>	<p>P 6 (追加)</p>